

部落差別のない社会の実現に向けて

11月1日から30日は「同和運動推進月間」です

湯浅町の取組 (モニタリングについて)

問 人権推進課人権係 Tel. **64-1126**



▲モニタリング実施風景

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に日常生活の中で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

近年の部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定多数を対象とする誹謗中傷等の差別表現などが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、国では「部落差別の解消の推進に関する法律」が、県では「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が、そして町では「湯浅町部落差別をなくす条例」が施行されています。

差別解消に向けて、町ではインターネット上の差別投稿の監視（モニタリング）に取り組んでおり、令和4年度末までに削除依頼275件に対して、93件の削除を確認しています。

部落差別に限らず、あらゆる差別は、許されないことです。私たち一人ひとりが手を取り合い、お互いの人権を尊重し、「差別のない・元気・笑顔の花咲く町 湯浅町」を目指しましょう。

和歌山県では、県民の皆さんとともにさまざまな取組を行ってきた結果、同和問題は解決へと向かっています。

しかし、今もなお、同和地区を避ける目的で同和地区の所在を県や市町村に問い合わせる行為や、インターネット上に特定の地域が同和地区であると指摘する投稿や同和関係者を誹謗中傷する投稿を行うなどの部落差別が発生しています。

このことから、部落差別の解消をより一層推進するため「部落差別の解消の推進に関する条例」に則り、教育・啓発、相談対応や、インターネット上の差別投稿をプロバイダに削除要請するなどの取組を行っています。

県民の皆さんには、部落差別は決して許されない行為であり、過去の問題ではなく現実の課題として残されていることをご認識いただき、部落差別解消に向けご協力をお願いします。

和歌山県の取組

問 和歌山県人権政策課
Tel. **073-441-2561**

同和問題
(部落差別)
相談窓口

・(公財)和歌山県人権啓発センター TEL.**073-421-7830** FAX.**073-435-5421**
・和歌山県人権政策課 TEL.**073-441-2563** FAX.**073-433-4540**

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

町民人権学習会にご参加ください

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
Tel. **64-1126**
jinsui@town.yuasa.lg.jp

★今年度のテーマは「男女共同参画」です。

町民人権学習会は、町民の皆さん自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、すべての町民の人権が大切にされる“まちづくり”の実現に努めることを目的に、町行政、教育委員会、人権尊重委員会の三者で企画・実施しています。

湯浅町では、令和4年3月に令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間とする「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

すべての人が、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、みなさんと話し合いたいと思います。既に開催が終わっている地区もありますが、一人でも多くの皆さんのご参加をお願いします。



※「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します!

問 和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会 Tel. **073-422-5131**

- 期間 11月15日(※)～21日(※)
- 時間 平日 8時30分～19時 土・日 10時～17時
- 電話番号 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
※一部IP電話からはご利用できない場合があります。
- 相談内容 夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権の何でも相談。
相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

